

答 申 第 7 7 号  
平成30年12月12日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門 殿

徳島県個人情報保護審査会  
会 長 松 永 満 佐 子

個人情報の取扱いに関する制限の適用を除外する事項について（答申）

平成30年9月21日付け管第519号で諮問のありましたこのことについて、下記のとおり答申します。

#### 記

- 1 個人情報の収集制限（本人収集の原則）の例外に関する事項（徳島県個人情報保護条例（以下「条例」という。）第6条第2項関係）について  
諮問された事項については、個人情報取扱事務の目的の達成や円滑な実施の確保を図る上で必要なものと認められます。  
ただし、ドライブレコーダーによる個人情報の収集に当たっては、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、個人情報の適正な取扱いが徹底されることを要望します。
- 2 個人情報の収集制限（要配慮個人情報の収集制限）の例外に関する事項（条例第6条第3項関係）について  
諮問された事項については、個人情報取扱事務の目的を達成する上で必要なものと認めます。

## 収集制限（本人収集）の例外に関する事項（条例第6条第2項第7号関係）

（個別事項）

番号	項 目	例外として収集が認められる理由
1	県有車両のうち管財課が加入する自動車任意賠償保険の対象車両に設置するドライブレコーダーでの撮影により、本人以外から個人情報を収集する場合	<ul style="list-style-type: none"><li>○県有車両での交通事故等が発生した際に、適切かつ迅速な事故等の処理を行うため、ドライブレコーダーを設置し、撮影することにより、個人情報を収集する場合がある。</li><li>○ドライブレコーダーによる個人情報の収集については、被撮影者から個別の同意を得た上で収集することは事実上困難である。</li></ul>

収集制限（要配慮個人情報の収集制限）の例外に関する事項（条例第6条第3項関係）

（個別事項）

番号	項 目	例外として収集が認められる理由
1	県有車両のうち管財課が加入する自動車任意賠償保険の対象車両に設置するドライブレコーダーで本人を撮影することにより、その外形上明らかな要配慮個人情報を収集する場合	○ドライブレコーダーによる撮影を行う場合に、身体障害等の外形上明らかな要配慮個人情報を収集してしまう場合がある。 ○これらの要配慮個人情報を除いて収集することは事実上困難である。

徳島県個人情報保護審査会審議経過

回	開催年月日	内 容
第104回	平成30年10月 3日	諮問 審議
第105回	平成30年11月15日	審議
第106回	平成30年12月12日	審議

徳島県個人情報保護審査会委員名簿

氏 名	職 業 等	備 考
大 道 晋	弁護士	平成30年10月31日まで
遠 藤 理恵子	弁護士	
竹 原 大 輔	弁護士	会長職務代理者 平成30年11月1日から
田 中 里 佳	公認会計士, 税理士	
南 波 浩 史	徳島文理大学総合政策学部教授	
松 永 満佐子	四国大学短期大学部教授	会 長

(五十音順)